

第7. 関税技術協力等について

1. 関税技術協力の概要

(1) 基本的な考え方

関税局・税関では、政府開発援助（ODA）の一環として、開発途上国税関に対する関税技術協力を実施している。

関税技術協力においては、中期的な観点から、より戦略的に実施するため、3年ごとに「関税技術協力事業の中期的戦略」を策定しており、その中で関税技術協力事業の目的を以下のように定めている。

税関の3つの使命の実施を通じて達成することとしている「貿易の健全な発展と安全な社会の実現」に寄与することを最終的な上位目的として、対象国税関が自立的に国際標準に則った形で以下の3つの施策に取り組むことができる状態となること。この際、我が国税関の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供し、あるいは協働しつつ、政策の立案及び実施能力の向上等を目指した人材育成を支援する。

- I. 対象国における安全・安心な社会の実現
- II. 対象国における貿易円滑化の推進
- III. 対象国における適正かつ公平な関税等の徴収

具体的には、開発途上国税関からのニーズを踏まえ、WCOから専門家としての認定を受けた職員を始め専門的な知見を有する我が国税関職員を現地に派遣し、また、開発途上国税関からの職員を受け入れるなどの関税技術協力事業を実施している。これらを通じて、対象国税関職員が税関手続に関する国際標準及び我が国税関との政策面・運用面のギャップに自ら気づくよう導き、ギャップを埋めるための道筋についても自ら考え母国で実現するよう慫慂することによって、開発途上国税関の改革・近代化を支援するものである。このような支援は税関手続の調和化・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し、開発途上国のみならず、我が国にとっても有益なものである。関税技術協力の実施に当たっては、相手国の支援ニーズを的確に把握した上で、WCOや

JICA（国際協力機構）等とも連携しつつ、各地域と我が国との経済的・社会的な結びつきの強弱及び各地域の特性に応じ、具体的な支援方法を選択することとしている。

(2) 関税技術協力の予算規模（資料1）

令和5年度の関税技術協力関係予算は総額で約6.4億円である。その内訳は、二国間援助経費が約0.9億円、WCO関税協力基金への拠出金が約5.3億円（内、模倣品・海賊版拡散防止拠出金が約1.3億円）、APEC事務局への拠出金が0.2億円となっている。

(3) 関税技術協力の実施形態

主に本邦で開発途上国税関職員を受け入れる「受入事業」と開発途上国税関へ我が国税関職員を派遣する「専門家派遣事業」の2つの実施形態により技術支援を実施している。

受入事業は、アジア大洋州地域を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、税関研修所や各税関等で、講義や視察を行っている。これら講義・視察の結果、帰国後に具体的に実行したいこと等をまとめたレポートを提出させるほか、事業によってはグループでアクションプランを作成する場合もある。また、日本が財政支援を行ってWCOが実施する留学生制度では、日本の大学で税関行政等を学ぶ機会が与えられるほか、フェロシッププログラム等の人材育成プログラムでは、WCO事務局での勤務に加え、我が国税関視察がプログラムに組み込まれている。

専門家派遣事業は、開発途上国税関で開催されるワークショップ等に我が国税関職員を専門家として派遣し、政策助言や講義等を実施している。また、外交ルートを通じた支援要請に基づいて、ASEAN諸国を中心に、我が国税関出身のJICA長期専門家を開発途上国税関へ長期間派遣する等して支援を実施している。（ASEAN6か国（カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイ）に合計7名（2023年6月30日現在））このほか、WCO/JICA合同プロジェクトのため、WCO本部にテクニカル・アタッシュを2名派遣し、東・南部アフリカ、西部アフリカ及び太平洋島嶼国に対するマスタートレーナープログラム（支援対象国における指導的役割を担うマスタートレーナーを育成するプログラム）を実施している。

なお、関税技術協力事業の実施に当たっては、それぞれの実施形態の特性を考慮しつつ、各形態を効果的かつ効率的に組み合わせながら、実施している。

(4) WCOとの連携

関税局・税関は、WCOの活動を支援し、緊密に連携するため、職員をWCO事務局等に「テクニカル・アタッシュ」として派遣し、WCOの政策立案、国際標準の策定、キャパシティビルディング活動に寄与している。

また、アジア大洋州地域における税関当局の改革・近代化を支援するに当たり、WCOが実施する地域の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施するため、2004年9月にROCB A/P (Asia Pacific Regional Office for Capacity Building : WCOキャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務所)が設置された。我が国は、設置当初から所長を派遣するなど、ROCB A/Pと緊密に連携して、アジア大洋州地域における効果的かつ効率的な技術協力事業の策定・実施に努めている。

なお、税関分析所が税関の使命達成に果たしている役割の重要性を踏まえ、地域におけるWCO加盟国の税関分析所の能力の向上を通じ、貿易円滑化の促進を図ることを目的として、2014年6月、我が国の関税中央分析所が世界で最初のWCO地域分析所(RCL : Regional Customs Laboratory)となり、アジア大洋州地域に対する税関分析分野での技術協力や税関分析及び関連分野についての情報提供を積極的に行っている。

2. 関税技術協力の基本的な支援アプローチ

(1) 支援対象国及び地域

ASEAN諸国は我が国との距離も近く、地理的・経済的な関係性も深いことから最重要地域とし、日系企業の利便性向上・競争力確保への寄与も視野に入れながらJICA、WCO等とも連携し、関税局として緊密かつ深度のある支援を実施してきている。

また、政府の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン」(2023年3月政府発表)においてASEANとともに重要地域とされる南アジア及び太平洋島嶼地域に対する支援の強化を進めつつ、中南米、アフリカ地域等においても、JICA、WCO等と連携した支援を実施している。

(2) 効果的・効率的な支援

相手国のニーズ及び実情に即した支援を実現するため、特に、ASEAN諸国に対しては中期的な視点に立って相手国との協議を行い、毎年支援計画を策定している。この際、1つのニーズに対してより効果的・効率的な支援となるよう、受入事業と専門家派遣事業と連動させ、また、関税局・税関の実施する支援と、JICA、WCO等の国際機関等の支援との調和を図るなど、関税技術協力に関連する組織・事業との連携・調整に努めている。

(3) 評価の充実

ASEAN諸国を中心に、現地に派遣されたJICA長期専門家等を通じた的確なニーズ把握に基づき、可能な限り具体的な成果目標を設定した上で案件を形成し、同専門家等によるフォローアップを通じてその達成を目指すことで技術協力の有効性の確保に努めている。また、関税局が独自に行う支援は終了時のアンケート調査により参加者の意見を直接聴取しており、それらを次回事業に反映することによって技術協力の質的改善を図っている。

3. 関税技術協力の実績・成果(資料2)

受入事業は1970年、専門家派遣事業は1989年に開始され、2022年度までに累計7,850名の開発途上国税関職員を受け入れ、3,053名の我が国税関職員を派遣している。

(1) 受入事業実績(※留学生を除く。)

(単位：人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
受入人数	289	229	20	182	218

(2) 専門家派遣実績(※WCOテクニカル・アタッシュ及びJICA長期専門家の派遣人数を除く。)

(単位：人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
派遣人数	132	106	76	133	143

(3) 支援分野

税関手続の適正かつ円滑な運用を図るための基礎的な分野である、関税分類、関税評価、事後調査、原産地規則に係る各国税関職員の運用能力向上、また貿易円滑化の推進と安全・安心な社会の実現の両立を図るための先進的な手法である、リスク管理、通関システム、AEO制度の制度整備等、各国の税関手続の近代化及び適正な執行を促進するための支援を実施した。

これに加えて、知的財産侵害物品の取締りや人材育成などを含む幅広い分野で支援を行った。

(4) これまでの主な成果

開発途上国税関の制度改善・能力向上により、税関行政の適正な執行の実現に貢献している。また、貿易の円滑化が促進され、各国の貿易拡大・経済成長に貢献することで、海外に展開する日系企業にも裨益している。各国での制度改善・能力向上の具体的な成果事例は以下のとおり。

- イ. 税関手続に係る透明性・一貫性の向上
 - ・品目分類の事前教示制度の導入
 - ・品目分類に資する分析方法の統一
- ロ. 個別国における研修制度の整備
 - ・指導的立場の教官の育成、研修教材の整備
- ハ. ASEAN域内共通の制度整備
 - ・関税評価マニュアル、事後調査マニュアル、事後調査研修モジュール等の策定
- ニ. 開発途上国税関と現地日本人商工会との定期的な意見交換会の立上げ
- ホ. NACCS型通関システムの導入
- ヘ. 個別国におけるWTO貿易円滑化協定の完全履行
- ト. 個別国におけるリスク管理制度の改善による検査率の低減

4. NACCS型通関システムの海外展開

我が国は、ASEAN諸国における貿易円滑化の観点から、これまでベトナムとミャンマーに対し、我が国の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入とそれによる税関行政の近代化を支援してきている。

両国に対する関税局・税関が行う関税技術協力では、新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度とその運用の見直しを支援するとともに、新システムを活用していくための人材育成にも取り組み、包括的なパッケージとして展開している(システム構築の調達費用については、無償資金協力を活用)。

(1) ベトナム

ベトナムでは、e-customsという既存のシステムが利用されていたが、処理能力に限界があったことから、新規システムの開発が計画された。2011年7月には両国税関当局間で、NACCSをベースとしたシステム(VNACCS: Viet Nam Automated Cargo Clearance System)の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージ支援について基本的に合意し、同年8月に両国税関共同の作業部会(WG)が設置され、システム導入に向けた検討が開始された。

その後、2012年3月に、システム構築の費用として無償資金協力(26.61億円)の供与を決定、3年近くにわたるWGでの導入検討を経て、2014年4月、VNACCSの運用が開始された(同年6月末に全国への展開が完了)。

なお、運用開始から1年後には、99%の輸出入申告がVNACCSを通じて行われている。

(2) ミャンマー

ミャンマーでは、従来、紙ベースで通関業務が処理されており、輸出入手続が電子化されていないことが経済成長のボトルネックとならないよう、通関システムの導入について検討がなされた。2013年7月には、両国税関当局間でNACCSをベースとしたシステム(MACCS: Myanmar Automated Cargo Clearance System)の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージについて基本的に合意し、同月に両国税関共同の作業部会(WG)を設置、ベトナムにおける我が国の経験も活かして、導入に向けた検討が開始された。

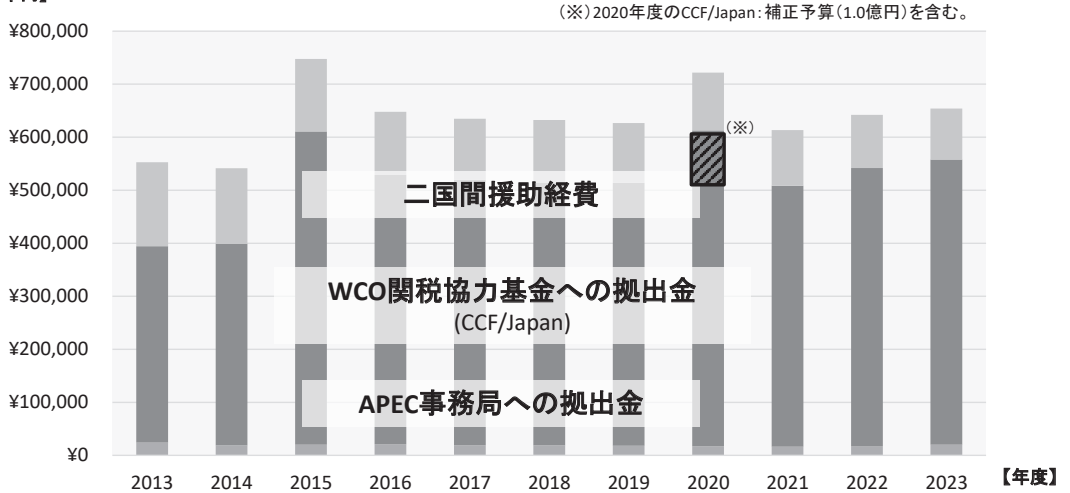
その後、2014年4月に、システム構築の費用として無償資金協力(39.9億円)の供与を決定、3年以上にわたるWGでの検討を経て、ヤンゴン・ティラワ地区では2016年11月から、タイとの国境のミヤワディ地区では2018年6月から、それぞれMACCSの運用が開始された。

(資料1) 関税技術協力の予算規模

予算規模(2023年度(令和5年度)) : 6.4億円

- 関税局二国間援助経費 : 0.9億円
- WCO関税協力基金への拠出金(CCF/Japan): 5.3億円
 [関税協力理事会拠出金(CCF/一般) : 4.0億円(1989年度から開始)]
 [模倣品・海賊版拡散防止拠出金(CCF/IPR) : 1.3億円(2008年度から開始)]
- APEC事務局への拠出金 : 0.2億円

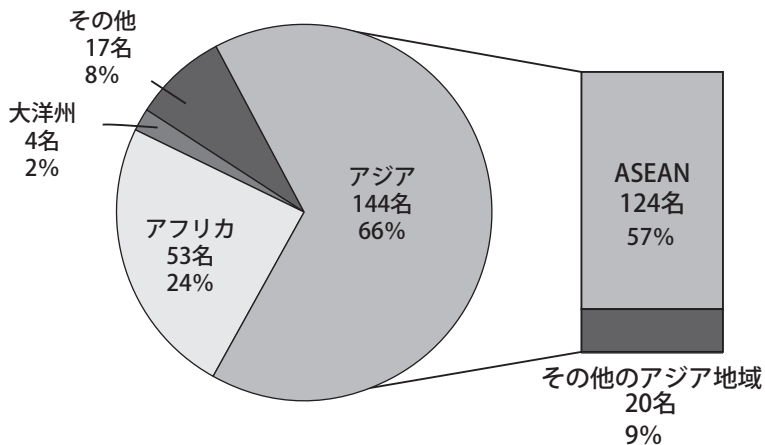
【単位:千円】



○受入事業

2022年度：43か国から218名受入 累計7,850名受入

受入事業参加者の地域別割合（2022年度）



○専門家派遣

2022年度：17か国へ143名派遣 累計3,053名派遣

専門家派遣の地域別割合（2022年度）

